

役員選出規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人千葉県診療放射線技師会(以下本会という)定款(以下定款という)第24条に基づく役員を選任並びに第28条に基づく役員解任について定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員)

第2条 役員選挙を行うため選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設ける

2. 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員 4名

3. 委員は各支部より1名、計4名とする。

4. その選挙の候補者は委員になれない。

5. 委員長は委員の互選によって決める。委員長が決まるまでは、委員会の会議(以下「会議」という)の招集、その他必要な事項に関し、会長がこれを行う。

6. 第2項に掲げる構成メンバーが決定したときは、委員会はすみやかにその内容を会員に周知しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合は補充する。その場合の任期は、前任者の残任期とする。ただし、補充の必要がなくても会務の執行に支障がないものと委員会が認めた場合はこの限りではない。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集する。

2. 会議は過半数の出席をもって成立する。

3. 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長が決する。

(会務)

第5条 委員会は次の会務を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 立候補の受付と候補者指名の告示

(3) 投票方法及び当選の確認

(4) その他、選挙管理に必要な事項

(告示)

第6条 選挙の告示は総会の前50日とする。

2. 立候補者の受付期間は30日間とし、候補者指名の告示は届出締め切り後20日以内に行わなければならない

い。

3. 候補者が定数に満たないとき、並びに届出締め切り後辞退等があることで定数に不足を生じた場合は、理事会に候補者を推薦させることができる。

第3章 候補者

(立候補の種別)

第7条 立候補の種別及び定数は、定款第23条(1)(2)とする。

第8条 理事および監事候補者は、次のいずれかに該当する者については認められない。

- (1) 本会正会員としての継続した在籍期間が満3年に満たない者
- (2) 納入期限を過ぎて当年度会費が納入されていない者
- (3) 外部理事及び外部監事はこの限りではない
- (4) 会長が認めたものはこの限りではない
- (5) 理事の過半数が認めたものはこの限りではない

(立候補の手続き)

第9条 理事あるいは監事に立候補しようとする者は、次のいずれかの書類を付して委員会に届け出るものとする。

- (1) 役員立候補届および本会の正会員20人以上の連署推薦書並びに略歴
- (2) 会長の推薦書
- (3) 会員以外の理事および監事候補は、理事会で推薦できる

(推薦立候補)

第10条 本会正会員は、前条による候補者以外の者を候補者として推薦することができる。この場合次の書類を付して委員会に届け出るものとする。

- (1) 推薦代表者による推薦届け出書
- (2) 候補者となるべき者の承諾書
- (3) 本会正会員20人以上の連署推薦書
- (4) 候補者の略歴

2. 本会の理事会は、その議決により前条による候補者以外の者を候補者として推薦することができる。

第4章 選任

(選出法)

第11条 選任は定款第19条に基づき、総会において次の順序で行なう。

- (1) 理事
- (2) 監事

2. 候補者が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た者でかつ得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任する。
3. 定員の終位が同点の場合は、その者については決戦投票により決する。
4. 得票方法は委員会が定める。
5. 候補者が定数以下であっても候補者全員の採決をとる。

第5章 解任及び辞任

(解任)

第12条 定款第19条第2項により役員解任の請求をしようとする場合は、正会員の総数の10分の1以上の連署書を付して理事会に届け出なければならない。

2. 前項により解任請求の届け出を理事会が受理したときは、理事会決議により臨時総会開催の是非を決める。

(辞任)

第13条 役員が辞任しようとする場合は、その理由を付して理事会に届け出なければならない。

2. 前項により辞任の届け出があった場合でも、退会以外の事由により辞任しようとする場合は理事の総数の2分の1以上の承認がなければ辞任することができない。

(辞任にともなう補欠選任)

第14条 前条により役員の辞任が承認されたために役員の定数に不足を生じるときは、60日以内に総会を開催しなければならない。

第6章 雑 則

(改廃)

第15条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、選挙管理に必要な事項については委員会が別に定める。

昭和60年11月28日制定同日施行

平成元年2月5日改正同日施行

平成24年11月11日改正同日施行